

(3) キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ（任用要件・賃金体系の整備等、研修の実施等）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

別紙様式2-2「③・④キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ」の欄から転記（詳しい要件の内容は参考シートを参照）



(4) キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）【処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ】

別紙様式2-2「⑤キャリアパス要件Ⅲ」の欄から転記（詳しい要件の内容は参考シートを参照）



(5) キャリアパス要件Ⅳ（改善後の賃金要件）【処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ】

別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記



(6) キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）【処遇改善加算Ⅰ】

別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件Ⅴ」の欄から転記



(7)職場環境等要件【処遇改善加算Ⅰ～Ⅳ】

介護人材確保・職場環境改善等補助金の要件を満たしており、補助金を申請予定又は申請済であるため、令和7年度中の職場環境等要件の適用が猶予される。

○

□

□

4 要件を満たすことの確認・証明

- 以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✓)すること。

確認事項		証明する資料の例 (指定権者からの求めに応じて提出)	○
✓	処遇改善加算として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。また、処遇改善加算による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	令和7年度に繰り越す予定の額(2②)がある場合は、全額、令和7年度の賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、給与明細等	
✓	キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和7年度中(令和8年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、資質向上のための計画等	
✓	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—	
✓	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書	
✓	本計画書の内容及び賃金改善の方法を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	
✓	指定権者のホームページ等で申請先を確認しており、処遇改善加算の提出先として案内のあった申請先に提出します。□	—	

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、処遇改善加算の請求に関して不正があった場合及び指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

○

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いがないこと及び
記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 7 年 4 月 15 日 法人名 山形市社会福祉事業団
代表者 職名 理事長 氏名 高倉正則

(確認用) 提出前のチェックリスト

- 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

2 賃金改善計画について	
令和7年度に繰り越す予定の額を含む、令和7年度の賃金改善が必要な額以上の賃金改善を行う計画となっていること	○

3 介護職員等処遇改善加算の要件について			
(1)	月額賃金改善要件Ⅰ	処遇改善加算Ⅳの1/2以上の月額賃金改善を行う計画になっていること	○
(2)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること	
(3)	キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）とキャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中（令和8年3月末まで）に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること及び研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	○
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和7年度中（令和8年3月末まで）に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	○
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	○
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士等の配置要件）を満たすこと	○
(7)	職場環境等要件	介護人材確保・職場環境改善等事業を申請予定若しくは申請済である又は各加算区分の算定に必要な要件を満たしていること 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	○

4 要件を満たすことの確認・証明	
必要な項目が全て選択されていること	○
誓約・記名が行われていること	○

別紙様式2-2(処遇改善加算 個票)

法人名 山形市社会福祉事業団

【記入上の注意】
・**オレンジ色** **ピンク色**のセルは必ず入力してください。空欄がある場合は不備となります。

提出先 山形市

処遇改善加算(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 2.①の内数)	46,754,400	円
うち、処遇改善加算Ⅳ相当の1/2(見込額)の合計[円] (別紙様式2-1 3(1)③に転記)	15,187,200	円
うち、新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の見込額[円] (別紙様式2-1 3(2)③に転記)	0	円

【記入上の注意】
・改善後の資金が年額440万円以上であることは、処遇改善加算による資金改善額を含む金額で判断すること。

⑥キャリアバス要件Ⅳについて(「令和7年度の算定予定」について) 改善後の資金が年額440万円以上となる者の数	8
処遇改善加算Ⅰ・Ⅱの算定を届け出た事業所数 (短期入所・予防・総合事業での重複除く)	3

				事業所の所在地	事業所名	サービス名	一月あたり介護報酬単位数(処遇改善加算を除く) [単位] (a)	1単位あたりの単価[円] (b)	令和7年3月時点の算定区分	加算率	令和7年4月以降に算定する処遇改善加算の区分	加算率(c)	算定対象月 (d) ※通常は令和7年4月～令和8年3月	処遇改善加算の見込額[円] (a×b×c×d)	○		○		○	○	○	○
															①月額資金要件Ⅰ		②月額資金要件Ⅱ		③・④キャリアバス要件Ⅰ・Ⅱ	⑤キャリアバス要件Ⅲ	⑥キャリアバス要件Ⅳ	⑦キャリアバス要件Ⅴ
	介護保険事業所番号	指定権者名	都道府県	市区町村											処遇改善加算Ⅳ相当の加算額の見込額の1/2	月額資金要件Ⅰを満たす	新たに増加する旧ベースアップ等加算相当の処遇改善加算の見込額	月額資金要件Ⅱを満たす	任用要件・資金体系の整備等、研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の資金要件(年額440万円以上)を満たす職員数を記載	介護福祉士等の配置要件の状況が分かる加算の算定状況
1	0670100759	山形市	山形県	山形市	指定介護老人福祉施設普沢荘	介護老人福祉施設サービス	2,037,397	10.00	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	34,228,320	11,001,960	○			○	○	4	日常生活継続支援加算Ⅰ又はⅡ
2	0670100551	山形市	山形県	山形市	指定短期入所生活介護事業所普沢荘	短期入所生活介護	339,006	10.00	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	5,695,320	1,830,660	○			○	○	1	サービス提供体制強化加算Ⅰ
3	0670100551	山形市	山形県	山形市	指定短期入所生活介護事業所普沢荘	介護予防短期入所生活介護	6,425	10.00	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	処遇改善加算Ⅰ	14.0%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	108,000	34,680	○			○	○		サービス提供体制強化加算Ⅰ
4	0670100544	山形市	山形県	山形市	指定通所介護事業所普沢デイサービスセンター	通所介護	165,766	10.00	処遇改善加算Ⅰ	9.2%	処遇改善加算Ⅰ	9.2%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	1,830,000	636,540	○			○	○	1	サービス提供体制強化加算Ⅰ
5	0670100544	山形市	山形県	山形市	指定通所介護事業所普沢デイサービスセンター	通所型サービス(独自)	32,372	10.00	処遇改善加算Ⅰ	9.2%	処遇改善加算Ⅰ	9.2%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	357,360	124,320	○			○	○		サービス提供体制強化加算Ⅰ
6	0670102284	山形市	山形県	山形市	あたご荘外部サービス利用型特定施設	特定施設入居者生活介護	261,322	10.00	処遇改善加算Ⅰ	12.8%	処遇改善加算Ⅰ	12.8%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	4,013,880	1,379,760	○			○	○	2	サービス提供体制強化加算Ⅰ
7	0670102284	山形市	山形県	山形市	あたご荘外部サービス利用型特定施設	介護予防特定施設入居者生活介護	33,957	10.00	処遇改善加算Ⅰ	12.8%	処遇改善加算Ⅰ	12.8%	令和7年4月～令和8年3月(12ヶ月)	521,520	179,280	○			○	○		サービス提供体制強化加算Ⅰ